

新型コロナウイルス感染症の発生：欧州特許庁と締約国における手続への影響

2月28日時点で、欧州特許庁(EPO)から、新型コロナウイルス感染症の世界的発生についての情報は特に発表されていませんが、関係者各位との連帯を表明し、読者の皆様の健康を祈ると同時に、欧州特許の出願人、所有者及び異議申立人のために、新型コロナウイルス感染症の発生の影響を受ける全ての当事者に特に有用となり得る期限に対するいくつかの規定について注意喚起したいと思います。

具体的には、新型コロナウイルスにより引き起こされた封鎖と混乱の関係で、欧州特許庁の所定の期限が確認できなかつたとき、当事者は、以下の場合においてそれぞれの対処を行い得ます。

- 一般的に拒絶理由通知の応答期間として設定される4カ月、最大6カ月などのEPOにより決定された期限の場合、その期限内に期間の延長を請求することができます。この請求をサポートする証拠書類や理由書は必要とされていません(欧州特許条約(EPC)規則132(2))。
- そのような期限に対して、合計期間が6カ月を超える期間の延長を請求することができます。しかしながら、この場合は、明白に新型コロナウイルスによる当事者の病気又は混乱などの理由書をEPOに提出する必要があります(EPC規則132(2))。
- 所定の期間をすでに徒過した場合、新型コロナウイルスの発生と、新型コロナウイルスによる具体的な障害が原因で期限を確認することができなかつたとき、期

間徒過から 10 日以内に期間の延長を請求することができます(EPC 規則 134(5))。

状況及び当該障害に関する説明は、請求と共に提出しなければなりません。

- 権利喪失の場合、状況に応じて必要とされるしかるべき措置を全て講じ、かつ、このことが証拠によって証明できる時、権利喪失に関する EPO 通知書(EPC 規則 135)の 2 カ月以内に、EPC 第 121 条に基づき、更なる手続を請求するか、又は、確認できなかった期間以内に手続をすることができなかつた理由がなくなった日から 2 カ月以内に期間の経過後 1 年以内に、EPC 第 122 条に基づき、権利の回復を請求することができます (EPC 規則 136)。例えば、更新手数料を 6 カ月の猶予期間以内に EPO に支払わなかつた場合、しかるべき措置を全て講じたという EPC 第 122 条により規定された要件、関連判例、及び EPC 規則 136 により規定された期限内という条件を満たすと共に、割増料を伴う更新手数料を支払えば、EPC 第 122 条に基づく権利の回復は請求され得ます。
- 口頭審理への参加が不可能な例において、当事者がはっきりと新型コロナウイルスの発生の影響を受けた場合、例えば、当事者が中国におり、全体的な混乱の影響を受けた場合、又は、新型コロナウイルスの発生のためその代理人が当事者から指示を受けることができなかつた場合に、延期を請求することができます。当事者がどのように影響を受けたかの詳細な説明が必要となります。

1 つ以上の EPC 締約国に出願する予定の特許付与後の欧州特許の翻訳文についての規定、そして翻訳文提出遅延の影響は、対象の締約国の国内法によりかなり左右されます。ドイツ、イギリス、及びフランスなどの、公用語に翻訳する必要がないロンドン協定メンバー国については、それぞれの国の特許庁に更新料を支払えばよく、特許付与後には特に何の手続も必要ありません (これらの国を含み、サービスに関する住所の指定は常に推奨され

ますが、保護を取得する、又は維持するための義務ではありません)。しかしながら、クレーム又は特許全体を公用語に翻訳する必要があり、かつ、欧州特許の特許許可通知から 3 カ月の期間以内に費用を支払う必要がある国について、期間徒過に関する規定は、それぞれの国内法に依存します。殆どの国において、翻訳文提出期限は延長できませんが、チェコ共和国、エストニア、ハンガリー、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア及びスペインなどのいくつかの国においては、期間の延長は、追加手数料を支払った場合に、請求することができます。トルコにおいて、特許許可通知受領から 3 カ月以内に翻訳文提出期間の延長も可能ですが、公開手数料と追加手数料が事前に支払われた場合のみになります。イタリアの場合、更なる手続が利用可能ですが、必要な手数料が支払われた証明を伴う更なる手続きの請求は、必ず批准期限徒過から 2 カ月以内に提出しなければなりません。EPC 締約国の国内法は委任状の提出についても規定しています。これに関して、ギリシャは、3 カ月の期間以内に委任状を提出しなければならない唯一の EPC 締約国であることに留意が必要です。委任状を要求する他の締約国においては、期間の延長は可能です。

これらの手続等につきまして、具体的な提案のご希望又は何かお手伝できることがございましたら、気軽に弊所パリオフィスまでご連絡ください。